

<p>八 介護給付等対象サー ビスの量の見込み</p>	<p>を老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>
<p>九 介護給付等対象サー ビスを提供するための 施設における生活環境 の改善を図るための事 業に関する事項</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>
<p>六 介護給付等対象サー ビスの量の見込み</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。</p>
<p>七 介護給付等対象サー ビスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスを提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>
<p>八 介護給付等対象サー ビスを提供するための 施設の整備に関する事 項</p>	<p>介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項、個室ユニットケア型施設の整備に係る計画に関する事項及び推進のための方策に関する事項を定めること。この場合においては、個室ユニット</p>
<p>九 介護給付等対象サー ビスを提供するための 施設の整備に関する事 項</p>	<p>介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項を定めること。この場合においては、介護保険施設の整備に係る都道府県の方針を圏域ごとに示すこと。</p>

<p>十 介護サービス情報の公表に関する事項</p>	<p>トケア型施設への改修を含めた広域的な施設の整備に係る都道府県の方針を老人保健福祉圏域ごとに示すこと。</p> <p>事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。</p>
<p>十一 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。）を定めること。</p>
<p>十二 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十三 予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護給付等対象サービス及び地域支援事業の適切な利用の促進のための情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>九 介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスに従事する者の見込数を含む。）を定めること。</p>
<p>十 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>

<p>十四 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。</p>
<p>十五 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十六 都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十七 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>
<p>十八 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項を定めること。</p>
<p>十一 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十二 都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十三 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検する方法等を定めること。</p>
<p>十四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項を定めること。</p>

別表第二

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護	現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
--	--

二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護支援

居宅療養管理指導	居宅要介護者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
福祉用具貸与	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
特定福祉用具販売	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
居宅介護支援	居宅要介護者が原則として利用することを前提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込みを定めること。

三 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護

夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護は、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。

四 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	平成26年度における施設サービス（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス）、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数の合計数の要介護2以上の認定者数に対する割合を37%以下とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。
---	--

五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護

介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
--	--

六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援

介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者の要介護状態区分及び状態像に応じて、居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
特定介護予防福祉用具販売	居宅要支援者の要介護状態区分及び状態像に応じて、居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防支援	居宅要支援者が原則として利用することを前提として、居宅要支援者の数を勘案して、量の見込みを定めること。

七 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護は、居宅要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護は、居宅要支援者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。

八 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。 介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。
-------------------------------------	--

九 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者の重度者への重点化

介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	平成26年度における施設サービス（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数を要介護2以上の者について見込むこととし、その利用者数全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とすることを目標としたうえで、第3期介護保健事業計画期間（平成18～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。
--	--

別表第三

<p>介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数の見込みを定める際に参酌すべき標準</p>	<p>介護予防を実施しない場合の要介護者等の数の見込みを基に、          ① 各年度において、自立から要支援又は要介護1へ移行する者の数を、前年度に実施した地域支援事業（介護予防事業に限る。）を受けた数（注1）の概ね20%（注2）減らし、かつ、          ② 各年度において、要支援又は要介護1から要介護2以上へ移行する者の数を、前年度の要支援及び要介護1の者の数（注3）の概ね10%（注4）減らすことを標準として定めること。</p>
---	---

（注1） 前年度に実施した地域支援事業（介護予防事業に限る。）を受けた者の数とは、①要支援・要介護状態となるおそれがある者として当該市町村の高齢者人口の5%に相当する数、及び②同年度の前年度における地域支援事業（介護予防事業に限る。）の実施により要支援又は要介護1へ移行することが防止された者の数の合計数を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた数をいう。

（注2） 地域支援事業（介護予防事業に限る。）の実施が軌道に乗った平成20年度における標準であり、事業実施が軌道に乗る前である平成18年度及び平成19年度においては、それぞれこの6割及び8割を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。

（注3） 前年度の要支援及び要介護1の者の数とは、同年度における介護予防を実施しない場合の要支援及び要介護1の者の数の見込みを基に、同年度の前年度における地域支援事業（介護予防事業に限る。）の実施により要支援又は要介護1へ移行することが防止された者を減じ、かつ、同年度における予防給付の実施により要介護2以上となることが防止された者の数を加えた数を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた数をいう。

（注4） 予防給付の実績が軌道に乗った平成20年度における標準であり、事業実施が軌道に乗る前である平成18年度及び平成19年度においては、それぞれこの6割及び8割を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。

要介護認定者数の算定（別表第三関係）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護2～5	$C_{18}$	$C_{19} - \beta_{19}$	$C_{20} - \beta_{19}$	$C_{21} - \beta_{20}$	$C_{22} - \beta_{21}$	$C_{23} - \beta_{22}$	$C_{24} - \beta_{23}$	$C_{25} - \beta_{24}$	$C_{26} - \beta_{25}$
要支援・要介護1	$B_{18}$	$B_{19} - \alpha_{19} + \beta_{19}$	$B_{20} - \alpha_{19} + \beta_{19}$	$B_{21} - \alpha_{20} + \beta_{20}$	$B_{22} - \alpha_{21} + \beta_{21}$	$B_{23} - \alpha_{22} + \beta_{22}$	$B_{24} - \alpha_{23} + \beta_{23}$	$B_{25} - \alpha_{24} + \beta_{24}$	$B_{26} - \alpha_{25} + \beta_{25}$
地域支援事業対象者	$A_{18}$ = 高齢者人口 × $a_{18}\%$	$A_{19} + \alpha_{19}$ $A_{19}$ = 高齢者人口 × $a_{19}\%$	$A_{20} + \alpha_{19}$ $A_{20}$ = 高齢者人口 × 5%	$A_{21} + \alpha_{20}$ $A_{21}$ = 高齢者人口 × 5%	$A_{22} + \alpha_{21}$ $A_{22}$ = 高齢者人口 × 5%	$A_{23} + \alpha_{22}$ $A_{23}$ = 高齢者人口 × 5%	$A_{24} + \alpha_{23}$ $A_{24}$ = 高齢者人口 × 5%	$A_{25} + \alpha_{24}$ $A_{25}$ = 高齢者人口 × 5%	$A_{26} + \alpha_{25}$ $A_{26}$ = 高齢者人口 × 5%

(注1) 上記における各記号はそれぞれ以下を示す。

- $A_0$  : ○年度における高齢者人口に一定の割合を乗じて導いた地域支援事業の対象者数
- $B_0, C_0$  : ○年度における各要介護等区分の自然体の数字
- $a_0$  : ○年度における高齢者人口のうち地域支援事業の対象とする者の割合
- $\alpha_0$  : ○年度における地域支援事業の実施により虚弱高齢者に止まった者の数
- $\beta_0$  : ○年度における新予防給付の実施により要支援又は要介護1に止まった者の数

(注2) 地域支援事業の対象者は、各年度の高齢者人口に原則5%を乗じた数に、 $\alpha$ の数を加えた数とする。

なお、平成18年度及び平成19年度においては、地域支援事業の開始直後であることを踏まえ、高齢者人口に乘ずる割合を5%以下とすることも可能とするが、平成19年度の実施割合は、平成18年度の実施割合(0～5%)に応じ、5%の概ね8～9割程度の数値を設定するものとする。



別表第五

<p>施設における生活環境の改善に係る 参酌すべき標準</p>	<p>平成26年度における介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）及び地域密着型介護老人福祉施設の個室ユニットケア型施設の定員数の割合が50%以上（うち指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、合わせて70%以上）とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>
-------------------------------------	---